第５回総合計画審議会（全体会）

― 議事録（要旨）―

■日時：令和７年１月１６日（木）１０：００～
■場所：糸島市役所　市民ホール

（出席委員）

高野会長、吉岡副会長、松尾委員、園田委員、外山委員、三井委員、古相委員、能本委員、
工藤委員、伊原委員、宗委員、坂井委員、三谷委員、辰巳委員、花田委員、月川委員、財津委員

（事務局）糸島市

経営戦略部　中村部長
企画秘書課　吉村課長、下尾課長補佐、合六主査

【議事概要】

■　全体会

１　開会

２　会長挨拶

■　部会

３　協議事項

- 共創チャレンジ１　子ども・若者が目標を持ち、自ら取組むことができる環境づくり
- 共創チャレンジ２　日本人も外国人も、安心して暮らすことができる共生のまちづくり
- 共創チャレンジ３　地域農業環境維持の仕組みづくり

・　各部会に分かれて審議

■　全体会

４　共創チャレンジの全体共有

・　各部会長からの報告

➢　共創チャレンジ１　子ども・若者が目標を持ち、自ら取組むことができる環境づくり

■　古相部会長

提示されたアクションアイデアは「子どもや若者の居場所づくり」で、自習スペースのさらなる確保、起業家や人生の先輩による講演、オンラインの居場所ということである。

まず、自習スペースを確保するだけではなく、さまざまな体験ができるスペースや場所を確保するということで、例えばコミュニティセンターを活用して、実際に何かを体験できるような機会を提供してはどうか。また、夏休みなどにも、図書館や美術館、博物館などで、実際に子どもたちが何かを体験できるような居場所を作ってはどうかとの意見が出された。

次に、人生の先輩による講演との案については、糸島にあるさまざまな職に携わる人の講演を企画してはどうか。農業や漁業に携わる若い人、他の職種から今の仕事を始めた人、会社員を辞めた人などの講演や、糸島で生きる人で、子どもたちのチャレンジ精神を掻き立てるような人の講演も良いのではとの意見である。また、糸島にある“しごと”に関する情報をしっかりと発信するということも重要である。オンラインの居場所もあって良いが、実際に体験できる場所で、職業体験なども実施して良いのではないか。その職業体験も、例えば漁師の船に乗るなど、本格的に体験するということを検討してはどうかとの意見である。

さらに、行政だからできることということで、働く人と子どもたちをつなぐ窓口を設置して「ハブ」となり、職業体験等を促進するとの意見も出された。

➢ **共創チャレンジ２　日本人も外国人も、安心して暮らすことができる共生のまちづくり**

■　高野会長

まず全体を議論し、現在多様な外国人が糸島で暮らしている。単身、家族、留学生、技能実習生、労働者、レストランなどの自営業者などが暮らしているため、その多様な外国人に対する取組が必要とのことであった。その中で、定住意向がある外国人、移動していく外国人、単身、家族を帯同している外国人など、それぞれの状況や環境が異なるため、対応を分けることも必要ではないかという意見があった。

事務局案としては、外国人コミュニティセンターを開設し、情報提供等に対応していくとある。センターは新たな拠点を建設するということではなく、既存施設に窓口等を設けるなど、どの場所にどのように設置するのかといった議論は必要であるが、センターを設置し、外国人への支援に対応していくというものである。

それについて出た意見として、ごみ出しなどの生活ルールに関する情報提供や外国人への支援は転入時にすぐ実施することが必要である。また、糸島で暮らしていく中で、医療や福祉、あるいは災害といったような情報も提供する必要があるという意見が出た。

また、全てを行政で対応するということではなく、ＮＰＯや団体など、外国人を支える活動に取り組む人たちと連携を取りながら対応をしていく必要があるということを議論した。

さらに、外国人に向けた取組ばかりではなく、糸島で暮らす日本人市民に対しても、外国人を受け入れるといった心構えや意識を醸成する必要もあるとの意見を出させていただいた。

➢ **共創チャレンジ３　地域農業環境維持の仕組みづくり**

■　三谷部会長

最初に出た意見として、設定している理想が農業に特化しすぎているのではということである。前提として、自然環境の保全や地域の活性化を一義的な目的とすべきということで、文言を修正いただ

きたいとの意見が出た。

アクションアイデアについても「援農」という言葉ではなく、例えば「農業を通した地域づくり」など、さまざまな市民が受け入れやすい言葉に修正してはどうかとの意見も出た。

また、事務局案で示されている３つのアクションアイデアは良いが、３つ目に記載がある共同活動は、「共同」ではなく「協働」が適切ではないか。

さらに、この３つのアクションアイデアとともに、もう少し範囲を広げた形、例えば糸島という場を活用した交流の場づくり、特にそこで行われる交流は、なるべく地域が中心となった活動を行う、そのようなアクションアイデアを追加してはどうか。実際に農業体験をし、１年間を通して米作りに取り組むなど、そのような活動を創っていくことも必要ではないか。

さらに、今後の高齢社会を見据えると、労働力人口の減少も避けられない。そのため、若者の流入を促進する、また、労働力不足に対応するＩＴ化などもアクションアイデアとして捉え、追加を検討いただければと考える。

併せて、共創チャレンジ３のテーマも「地域農業環境維持」とされているが、テーマの名称についても、「農業を通した地域環境保全や維持の仕組みづくり」などといった表現にしてはどうか、との提案もあった。

➢ **全体を通しての意見聴収**

■ 吉岡副会長

共創チャレンジ１において、子どもたちが体験できる場所ができればとの話が出た。意見であるが、市のホームページで、糸島のさまざまな分野の「ものづくり」に関する情報を集約し、発信していただけないか。動画も良いと考える。そういった情報を、子どもたちが自由に見ることができればと考える。他の事例では、商工会がＳＮＳを活用して発信しているものもある。共創チャレンジの３つのテーマにもつなげることができると考えるため、検討いただきたい。

５　後期基本計画素案（たたき台）審議後の検討状況

・ 事務局説明
・ 各部会長から意見聴収

➢ **基本目標１　未来社会で輝く子どもを育むまちづくり**

■ 古相部会長

全体的には問題ないと考える。なお、基本目標１の（３）、③の特別支援教育の充実と楽しい学校生活の創出の主な取組の（４）、いじめを生まない学校づくりについては、非常に難しい課題であると認識している。国の動きとして、文科省が不登校者を対象とした小中学校を全国に設置するといったことがあったと記憶している。この件について、糸島で取り組む計画等はあるか。

○　事務局

詳細については教育委員会への確認が必要であるが、不登校対応における今後の取組として、スクールソーシャルワーカーの継続した配置や不登校の児童生徒の居場所を充実させる取組を強化するなど、可能な限り不登校を生まないこととともに、仮に不登校になったとしても児童生徒が戻ることができるといった取組を進めていく方針である。

■　古相部会長

そのような取組が進められていくということは理解しているが、学校を設置するということではどうか。全国的な動きであるため、糸島市でも考えていかなければならないのでは。不登校の児童生徒が増加しており、復帰が困難なケースもあるため、全く違ったスタンスの学校を設置することも一つの対応策である。ぜひ糸島でも取り組むことについて、検討していただければと考える。

■　松尾委員

本市においては、昨年４月に教育支援センターを設置した。これについても、国の動きに合わせたものである。学校現場においても特別な支援が必要な児童生徒に対応しているものの、大規模校になると、教室や人員が足りないといった事態が出てくる。一方で、児童生徒が減少している小規模校もある。そのため、例えば小規模校の空き教室を活用し、大規模校に在籍する特別な支援が必要な児童生徒のための教室を設置するなど、自治体と教育委員会が協力して取り組まなければならない課題と考える。フリースクールなども増加しているが、費用も必要であったり毎日開かれてなかったりといったこともある。また、福岡市内にそのような学校を設置するという考えを持つ市立高校があるが、受験ということがあるため、学力についてもケアする必要がある。そのためにも、教育支援センターをしっかりと運営するとともに、場所についても増やしていく必要があると考える。取組は進めているものの、まだこれからといった状況である。

■　高野会長

現状をご説明いただいた。意見にあった対応なども視野に、取組を進めていただければと考える。

➢　**基本目標２　人と人がつながり助け合うまちづくり**

■　高野会長

基本目標の２については、総合計画審議会の意見が反映されていないというものはないということであったため、この内容で進めていただければと考える。

➢　**基本目標３　みんなの命と暮らしを守るまちづくり**

■　三谷部会長

修正については基本的に問題ない。ただし、市民との協働に関する事項や取組については、全てが自主防災組織というものに詰め込まれている感じがする。基本目標３の（１）、施策①の地域の防災力の強化の現状と課題の素案の中に、自主防災組織の説明を追記したとあるが、説明が足りな

いと考える。もう少し分かりやすく表現していただきたい。

○　事務局

ご意見のとおり、より分かりやすい形で表現するよう検討する。

➢　**基本目標４　健康で安心して暮らせるまちづくり**

■　高野会長

全体を通して異論はないが、基本目標４の（１）、施策①の地域福祉活動の充実の中で、個人情報の問題が挙げられている。自治会や社協等との情報共有が難しいとのことであるが、先ほどの共創チャレンジの協議の中でも、行政区長が持っている情報を他の住民と共有しにくい、 民生委員も同様であるといった意見があった。このように、個人情報をどのように共有していくか、有事の際などにどのように活用していくかは全体に関わってくることであるため、この点については問題意識を持って対応していくということでお願いしたい。

➢　**基本目標５　ブランド糸島で活気あふれるまちづくり**

■　三井部会長

基本目標５について２点確認がある。まず、基本目標５の（１）、施策②の農林水産物のブランド強化について、「農林水産物の価格形成は、市単独での取組は難しい部分も多い」と記載されているが、審議会から価格形成に関する意見を出したわけではない。意見と回答にズレが生じているため、この部分は削除いただきたい。

続いて、基本目標５の（２）、施策①の未来を担う企業の創出と育成について、審議会意見にあるスタートアップという言葉の定義に関する記載がある。部会の中で明確に定義をしたというわけではないが、市で定義しているような先進的な技術を用いたといったようなものではなく、創業者というニュアンスで、スタートアップとの言葉が使われたと理解している。また、情報発信に努めるとの回答であるが、先進的な技術を使ったスタートアップだから市が協力するということではなく、糸島市単独で完結せず、周辺自治体のリソースも活用してみてはどうかとの意見であった。趣旨をご理解いただき、検討いただければと考える。

■　高野会長

ご指摘の点についていかがか。

○　事務局

意見を踏まえて検討する。

➢ 基本目標６　快適で住みよいまちづくり

■　坂井部会長

まず、基本目標６の（１）、施策①の良好な住環境の創出と都市的土地利用の促進について、スーパーなどの立地はコントロールできないということは、正にその通りだろうと思う。

また、政策（３）、施策②の道路などの安全対策とバリアフリー化について、市民の力を活用した道路等の点検の仕組みの導入を検討してはどうか、との審議会意見に対し、現状の取り組み方が効果的と判断されており、その通りであれば問題なかろうと思う。

次に政策（４）、施策①の安全で安定的な水の供給について、まちづくり市民委員会から水道料金に対する意見が出ているが、糸島市の状況等を踏まえると、現在の水道料金の設定については仕方がないのだろうと思う。

最後に政策（５）、施策②の脱炭素社会と循環型社会の形成について、大規模発電設備の蓄電に触れられているが、多額の費用が必要となるため取り組む予定はないとされている。ただし、今後５年間の計画であるため、社会情勢等の変化を見ながら、そのときのコスト等を考慮して検討するといったレベルでも良いのではと考える。

全体的には意見に対して前向きな回答が多く、積極的な姿勢を感じた。

なお、景観に関する意見に対しては、都市計画マスタープランの改訂と合わせ、地域住民の意見を聴取しながら検討を進めるとの回答である。この回答が本筋であると考えるが、改訂は令和 10 年度からの着手と少し先の話になるため、この期間に景観に関する大きな問題が出てこなければ良いが、と思う。

■　高野会長

やはり課題意識を持ち、なるべく早く対応いただければということである。

ただいま各部会長から意見をいただいた。各委員から全体を通してご意見、ご質問等があれば出していただきたい。

■　吉岡副会長

基本目標１の中に、子どもの権利条例という文言は出てくるか。確認したが見当たらない。今後、子どもの権利条例に基づき各施策が展開されていくものと考える。現在の素案に文言が入っていないのであれば、記載する必要があるのではないか。

○　事務局

基本目標１の（２）、施策②の家庭や地域と連携した教育の充実の主な取組の（２）で、子どもの権利に関する周知・啓発に取り組むと記載しているところである。

■　吉岡副会長

この部分の記載も「子どもの権利」までであり、「子どもの権利条例」とは記載していない。

○　事務局

確かに「条例」までは記載していないが、内容としては子どもの権利に関する周知・啓発であるため、子どもの権利条例で定められている権利等を周知・啓発していくとの意味合いもある。

■　吉岡副会長

しかし、権利条例とは記載していない。子どもの権利条例の作成に携わったが、子どもの権利については人によって、また、様々な角度から見ることで解釈が異なる。したがって、ここに記載がある「権利」についても、読む人によって理解が違う。そのため、糸島市の子どもの権利条例に則るという意味でも、「条例」という記載が必要だと考える。

○　事務局

ご意見の内容を踏まえ、所管課長等で組織している専門部会等で検討させていただき、回答をお示ししたい。

６　その他

・　後期基本計画掲載に際する文章量調整の説明
・　事務局から今後のスケジュールに関する説明

・　質疑意見等なし

７　閉会

・　吉岡副会長による閉会のあいさつ

（終了）